美深町発注工事現場代理人取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、美深町建設工事執行規則工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条に規定する現場代理人の資格要件、常駐義務及びその緩和に関する取扱について、必要な事項を定めるものとする。

（資格要件）

第２条　現場代理人の資格要件は、次の各号のいずれも満たすものとする。

（１）工事を受注した者(以下「受注者」という。)と直接的な雇用関係があること。

（２）建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定する営業所の専任技術者ではないこと。

（常駐を要しない期間）

第３条　現場代理人は、原則として、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとする。ただし、次のいずれかに該当する期間であって、町が指定する工事監督員（以下「監督員」という。）と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場での常駐しないことができるものとする。

（１）契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまでの期間

（２）施工を中止している期間

（３）工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

（４）その他、発注者との協議により認められた期間

（兼務を認める対象工事）

第４条　受注者は、美深町が発注する複数の工事を施工する場合において次の要件を全て満たすときは、契約約款第10条第３号の規定に基づき、３件以内の工事現場で同一の現場代理人を配置できるものとする。

（１）同一の現場代理人による管理がより合理的であると認められ、かつ、適切な運営、取締り等により、契約の履行上の支障がないと認められること。

（２）それぞれの請負金額が3,500万円（建築一式工事においては7,000万円）未満であること。

（３）監督員と常に連絡が取れる体制を確保できること。

（４）現場代理人が兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

（現場代理人の兼務の申請）

第５条　受注者は、同一の現場代理人に複数の工事場所を管理させようとするときは、現場代理人の兼務申請書（様式第１号）により町長に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

（現場代理人の兼務に係る承認）

第６条　町長は、前条の申請を受けたときは、第４条に規定する要件に照らしてこれを審査し、当該要件を満たすと認められるときは、現場代理人の兼務を承認するとともに現場代理人の兼務承認通知書（様式第２号）を申請者に交付するものとする。

（施工管理等）

第７条　受注者は、工事現場の安全確保等を図るため、兼務の承認を受けた現場代理人不在時の対応者を定めなければならない。

２　受注者は、既に兼務の承認を受けた現場代理人が第４条の要件を満たせなくなったときは、速やかに別の現場代理人を選任し、約款第10条に規定する現場代理人の選任について町長に通知するものとする。

３　受注者は、現場代理人の兼務工事に変更があるときは、速やかに変更した現場代理人の選任について町長に通知するものとする。

（その他）

第８条　町長は、兼務承認工事において現場の体制に不備が生じたとき又は不良な工事となったときは、当該受注者に係る工事成績評定点に反映させるものとする。

附　則

この要綱は、令和３年５月６日から施行する。